

副本



平成24年(行ウ)第117号

発電所運転停止命令請求事件

原告 134名

被告 国

訴訟参加申立書

平成29年11月29日

大阪地方裁判所第2民事部合議2係 御中

申立人代理人 弁護士 小 原 正 敏

弁護士 田 中 宏

弁護士 西 出 智 幸

弁護士 神 原 浩

弁護士 原 井 大 介

弁護士 森 拓 也

弁護士 辰 田 淳

弁護士 畑 井 雅 史

弁護士 坂 井 俊 介

弁護士 谷 健 太 郎

弁護士 中 室 祐

〒530-8270 大阪市北区中之島3丁目6番16号

申 立 人 関西電力株式会社
代表者代表取締役 岩 根 茂 樹

〒530-0004 大阪市北区堂島浜1丁目4番16号 アクア堂島西館2階

きっかわ法律事務所（送達場所）

電 話 06-6346-2970

FAX 06-6346-2980

上記申立人代理人 弁護士 小 原 正 敏

弁護士 田 中 宏

弁護士 西 出 智 幸

弁護士 神 原 浩

弁護士 原 井 大 介

弁護士 森 拓 也
弁護士 辰 田 淳
弁護士 畑 井 雅 史
弁護士 坂 井 俊 介

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1丁目7番1号
有楽町電気ビルヂング北館9階 三宅法律事務所
上記申立人代理人 弁護士 谷 健 太 郎

〒530-8270 大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
上記申立人代理人 弁護士 中 室 祐

第1 申立の趣旨

御庁に係属中の平成24年(行ウ)第117号事件(以下、「本件訴訟」という)について、申立人は、訴訟の結果により権利を害されるので、行政事件訴訟法22条1項により参加を申し立てる。

第2 申立の理由

原告らは、本件訴訟において、申立人が原子力規制委員会に対して行った、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律43条の3の8第1項に基づく平成25年7月8日付の大飯発電所3号機及び4号機(以下、「本件発電所」という)についての設置変更許可申請に対し、原子力規制委員会が平成29年5月24日付で本件発電所の設置変更許可処分(以下、「本件処分」という)をしたことの取消しを求めている。

申立人は、本件発電所の設置者であり、原子力規制委員会に対して上記申請を行った者であるが、仮に原告らの上記請求が認容され、本件処分の取消しが認められれば、申立人が本件発電所を稼働させることは不可能となり、申立人の権利が害されることは明らかである。

よって、申立人は、行政事件訴訟法22条1項により、本件訴訟に参加を申し出る次第である。

以上

添付書類

- | | |
|---------|----|
| 1 委任状 | 3通 |
| 2 資格証明書 | 1通 |
| 3 副本 | 2通 |